

令和2年第2回羅臼町議会定例会（第1号）

令和5年6月20日（火曜日）午前10時開会

○議事日程

-
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長行政報告
日程第 5 報告第 6号 繰越明許費繰越計算書について
日程第 6 議案第31号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
日程第 7 議案第32号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
日程第 8 議案第33号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第 9 議案第34号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第10 議案第35号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第11 議案第36号 羅臼町企業立地振興条例制定について
日程第12 議案第37号 羅臼町図書館条例の一部を改正する条例制定について
日程第13 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第14 議案第39号 工事請負契約の締結について
日程第15 町長・教育長行政執行方針
-

○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	米井 宏喜 君		2番	浜岸 昭仁 君
	3番	小川 雅勝 君		4番	山下 竜也 君
	5番	加藤 勉 君		6番	田中 良 君
	7番	高島 讓二 君		8番	松原 臣 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	川端達也君
教育長	石崎佳典君	監査委員	松田眞佐都君
企画振興課長	八幡雅人君	総務課長	本見泰敬君
税務財政課長	対馬憲仁君	税務担当課長	飯島東君
環境生活課長	長岡紀文君	保健福祉課長	福田一輝君
保健・国保担当課長	洲崎久代君	子育て支援センター所長	長内美奈子君
産業創生課長	大沼良司君	まちづくり担当課長	湊慶介君
建設水道課長	佐野健二君	学務課長	平田充君
社会教育課長	野田泰寿君	会計管理者	鹿又明仁君

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長	松崎博幸君	議会事務局次長	堺勝敏君
--------	-------	---------	------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。

定足数に達しておりますので、令和5年第2回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番加藤勉君及び6番田中良君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議していただき、本日から6月23日までの4日間とし、議案調査のため、6月22日は休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月23日までの4日間とし、議案調査のため、6月22日は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月15日、札幌市において開催されました、第74回北海道町村議会議長会定期総会に出席いたしました。

次に、羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

令和5年第2回定例議会に議員皆様の御出席を賜り、お礼を申し上げます。

まず、今回の定例会においては、今後の羅臼町のDX推進への取組、また、ペーパーレス化の一環として、行政報告、町長並びに教育長の執行方針、一般質問の1回目の答弁につきまして、私と教育長がタブレットを使用させていただくことをお許しいただきました。まずは、試行ということであり、不慣れでありますし、初めての試みでありますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、7件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、知床開きファイナルについてであります。

去る6月17日から18日の2日間、最後の知床開きを開催いたしました。

今年は、過去開催した10回の中でも2番目に多い、延べ6,930名の方が御来場されました。花火大会や千人踊りが中止になりましたが、吉幾三歌謡ショーや餅まきなどが行われ、フィナーレは多くの人で賑わいました。

さて、知床開きは昭和37年に羅臼町商工会の主催で、海岸町天狗岩で知床海開きとして開催されました。昭和39年に知床が知床国立公園に指定されたことを記念して知床開きに改め、昭和41年には主催が町に移り替わったものであります。

各プログラムでは、昭和46年開催の第10回知床開きで初めて千人踊りが開催され、昭和62年に1,000人越えの1,075名の参加になるなど、53年間で多くの方の参加をいただきました。また、綱引き大会も42回の開催まで続き、町民に愛された伝統プログラムとなりました。

知床開きは、町民参加型の観光祭りと位置づけておりましたが、人口減少とともに参加者も減少し、イベントの見直しの時期と判断して、発展的解消に向けて、62年の歴史に幕を下ろしました。

この間、議員の皆様はじめ、関係団体の皆様、そして町民の皆様に御協力をいただきましたことに心より感謝申し上げ、御礼の言葉とさせていただきます。

2件目は、令和5年度羅臼町防災訓練の実施結果についてであります。

今年度の防災訓練は、去る6月8日、木曜日、午前10時40分より、羅臼町全域を対象に、地震、津波を想定した避難訓練を実施いたしました。

関係機関においては、羅臼消防署、羅臼駐在所、羅臼海上保安署、陸上自衛隊、羅臼漁業協同組合にも御協力をいただきながら、災害時における初動体制の確認や、情報共有と伝達訓練のほか、被害を想定した職員の対応訓練などを行いました。

また、今年度より災害対策本部での情報収集、情報共有において、職員からの情報伝達にチャットを使用し、現場写真などの被害状況がモニターに映し出され、対策本部における被害状況の把握を随時行い、素早く指示、対応できる体制を整えました。

訓練は、各学校、福祉施設、民間企業、団体等、全町民を対象に、防災意識の高揚を図るため実施しているところでありますが、今年は総勢955人の参加をいただきました。5月末の総人口4,348人に対する参加率は、21.96%となりました。

例年、平日の勤務時間帯の訓練ということもありますが、各家庭や事業所等におきましては、この防災訓練を機会に、改めていつ起こるか分からない自然災害から、まず自分自身の命を守るという行動への意識を高めていただけたものと考えております。

町といたしましても、町民一人一人が日頃から防災意識の高揚を図られるよう、引き続き、啓蒙、啓発に努めてまいります。

改めまして、今年度の防災訓練に参加いただいた多くの町民の皆様にお礼申し上げ、報告といたします。

3件目は、羅臼町農林体験実習館、森のカフェテンのオープンについてであります。

令和4年5月から、羅臼町農林漁業体験実習館の喫茶コーナーを借用し、本年5月まで、およそ1年間かけて食堂コーナーや調理場のほか、展示コーナーも含め、壁や床の改装など開店準備に時間を要しておりましたが、5月下旬に、経営者の山下氏よりオープンスケジュールの報告がありました。

6月13日から18日までをプレオープン期間とし、来る6月25日に本オープンして、今年は10月下旬までの営業を予定しているとのこととあります。

また、会計につきましては、現金のほか、現代社会に対応したキャッシュレス決済も導入しており、町外の方や外国人にも配慮した体制を整えております。

農林漁業体験実習館は、御存じのとおり、オートキャンプ場やパークゴルフ場などの総合運動公園の受付を行っており、このカフェのオープンにより、建物内外でにぎわうことを期待をしております。

4件目は、千島歯舞居住者連盟の役員改選についてであります。

北方領土の元島民らでつくる千島歯舞諸島居住者連盟の総会が、去る5月29日に開催され、平成27年から8年間にわたり理事長を務められました脇紀美夫氏が退任され、松本侑三氏が新理事長に選任されました。また、副理事長に、千島歯舞諸島居住者連盟羅臼支部長であります鈴木日出男氏が新任されました。

脇氏におかれましては、町長を勇退された直後から理事長に就任し、北方領土問題の解決に向け御尽力された功績は多大なものであります。このたび理事長を退任するに当たり、御功労に心より深く感謝の意を表します。

5件目は、北方領土問題の解決等に関する岸田総理大臣への要請についてであります。

去る6月13日、北海道知事と公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟及び北方領土隣接地域振興対策根管内市町連絡協議会の代表が総理官邸を訪問し、北方領土の解決等に関する要請が行われ、私も要請者として出席してまいりました。

北方墓参の再開を最優先に求め、再開できない場合には洋上慰霊の支援も含めて要請し、岸田総理大臣からは、北方墓参に重点を置いて再開を求めたいとの発言がありました。

要請終了後には、昨年度作成しました、北方領土元島民の語り部DVDに高岡唯一氏のメッセージを添えて、岸田総理大臣、岡田北方対策担当大臣、林外務大臣に手渡してまいりました。

このたびの語り部映像を活用し、引き続き啓発活動に努めるとともに、千島歯舞諸島居住者連盟と連携、協力しながら、返還運動はもとより、北方墓参をはじめとする交流事業等の早期再開を強く求めてまいります。

6件目は、船舶火災についてであります。

令和5年中、3件目の火災が発生しておりますので、御報告いたします。

この火災は、昨日、令和5年6月19日、月曜日、15時21分に覚知した羅臼漁港での船舶火災であり、松法町、村井良二氏の所有の第28孝進丸が共栄町上架場から松法漁港まで航行中に、機関室から異音がしたことにより、羅臼漁港へ戻り停泊、その後、機関室から陽煙を確認し、消防署へ通報、消防署から3台の消防車が出動いたしました。消防団で出動車両はありません。

先着した職員により、消火活動を実施。所有者1名が乗船し、運航していましたが、人がおりません。

15時51分に火炎及び延焼のないことを確認し、鎮火といたしました。

出火原因については、現在調査中です。

7件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付させていただきました日報は、令和5年6月17日付のものであります。

主要魚種で見ますと、ホッケが、昨年同期と比べて、数量は横ばいですが、金額は単価が81円ほど高く、4,300万円増となっております。

マスは、数量、金額ともにほぼ横ばいとなっております。

スケソにつきましては、昨年同期から見て1億5,000万円の増となっております。

タラヤカレイ類は、ほぼ横ばいで推移をしております。

1月よりウニ漁が始まっておりますが、昨年は、価格が高騰した際は殻つきでの出荷が目立っておりましたが、今年度は殻つきの割合が少なく、その分製品での出荷が多くなってきております。

トキシラズにつきましては、今ひとつでありまして、本日から前浜の定置網も網入れとなり、今後に期待したいと思っております。

現在まで、物価高騰の影響の中、漁価も高値で推移しておりまして、これまでの総水揚げ高は、昨年同期と比べ2億1,300万円の増となっております。

これから昆布漁も始まり、マスや秋サケ漁へと続いていくわけではありますが、事故なく大漁でありますことを祈念し、行政報告といたします。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 報告第6号

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 報告第6号繰越明許費繰越計算書について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の1ページをお開き願います。

報告第6号繰越明許費繰越計算書については担当課長より、議案第31号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算から議案第39号工事請負契約の締結についてまでの9件につきまして、副町長はじめ担当課長より提案理由の説明をいたしますので、よろしく願います。

○議長（佐藤 晶君） 税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第6号繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費を別紙のとおり翌年度に繰越したので報告するものであります。

2ページをお願いいたします。

令和4年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費繰越計算書。

令和4年第1回定例議会におきまして議決をいただきました、繰越明許費の繰越計算書を令和5年5月31日付で作成し、報告するものであります。

4款衛生費3項清掃費の事業名、一般廃棄物最終処分場建設事業で、金額6億7,981万5,000円に対し、翌年度繰越額は同額で、財源内訳として、未収入特定財源6億7,910万円、一般財源71万5,000円となります。

8款教育費1項教育総務費の事業名、教職員住宅補修事業で、金額553万8,000円に対し、翌年度繰越額は同額で、財源内訳として、未収入特定財源71万4,000円、一般財源482万4,000円となります。

最後に、合計金額6億8,535万3,000円に対し、翌年度繰越額は同額で、財源内訳として、未収入特定財源6億7,981万4,000円、一般財源553万9,000円となります。

以上でございます。よろしく願います。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第6号繰越明許費繰越計算書について、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第5 報告第6号繰越明許費繰越計算書については、承認することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第31号

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第31号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の3ページをお願いいたします。

議案第31号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出の予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳出歳出それぞれ1億2,726万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億624万4,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条は、地方債の補正であります。

地方債の追加は、第2表地方債補正による。

4ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款国庫支出金1,330万6,000円を追加し、3億9,328万円。

2項国庫補助金1,330万6,000円を追加し、2億4,514万円。

内容につきましては、物価高騰の負担が大きい低所得世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金で、1,053万3,000円。

また、低所得の子育て世帯臨時特別給付事業及び事務費補助金として、242万1,0

00円。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費に要する国庫補助金が35万2,000円となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の配当見込額が4,797万5,000円となっており、このうち、低所得世帯に対する給付金として1,053万3,000円を充当し、充当後の残額が3,744万2,000円となります。

参考資料の3ページ、資料2に詳細を掲載しておりますので、後ほど御参照願います。

18款繰入金1項基金繰入金8,277万5,000円を追加し、7億4,037万3,000円。

後ほど歳出でも御説明させていただきますが、野球場補修工事の財源として、文教施設整備基金から270万円の繰入れ、さらに知床・羅臼まちづくり基金から6件の事業に対する財源として8,007万5,000円を繰入れするものでございます。

内訳につきましては、未来創造事業補助金に300万円、介護人材確保・離職防止支援事業に320万円、带状疱疹ワクチン接種業務に299万円、省エネ設備等普及促進事業に370万円、生ごみ処理機購入助成事業に60万円、図書館改修事業に6,658万5,000円となっております。

次に、19款1項繰越金2,448万5,000円を追加し、2,448万6,000円。

歳出の財源調整として、前年度繰越金に求めるものでございます。

21款1項町債670万円を追加し、3億6,900万円。

過疎対策事業債の限度額に余剰が発生したため、観光協会運営補助に要する経費の財源として追加するものでございます。

歳入合計1億2,726万6,000円を追加し、56億624万4,000円となるものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

今回の補正では、町長の3期目スタートに向けた政策的な事業についても上程させていただいておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2款総務費1,200万4,000円を追加し、17億4,096万円。

1項総務管理費300万円を追加し、16億8,161万3,000円。

内容につきましては、これまで町長の政策的な事業として、人材育成や未来を創造したまちづくりの取組を推進するKプロジェクトを進めてきておりますが、それに伴う未来創造事業補助金を改めて計上させていただいております。

2項徴税费900万4,000円を追加し、1,791万4,000円。

これは、市町村たばこ税都道府県交付金制度によるものでございますが、市町村に納付されているたばこ税が、市町村ごとに定められた課税定額を超える場合に、超えた部分に

相当する金額を、羅臼町から北海道に対して交付するものでございます。

課税定額を超えた要因としまして、人口減少と喫煙率の高さが考えられます。

次に、3款民生費2,593万6,000円を追加し、5億2,605万4,000円。

1項社会福祉費2,292万2,000円を追加し、4億2,883万5,000円。

内容につきましては、国から電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が交付されますが、そのうちの低所得世帯支援枠の交付金を活用して、低所得世帯に対して、1世帯当たり3万円の給付金を支援するもので、対象世帯を480世帯分として1,521万円を追加。

また、令和3年度に実施しました子育て世帯等臨時特別支援事業交付金が、額の確定により451万2,000円が返還となります。

さらに、新規事業としまして、町内介護事業所の人材確保や離職防止に取組を支援する補助制度としまして、320万円を追加するものでございます。

2項児童福祉費301万4,000円を追加し、9,716万7,000円。

この内容につきましては、令和4年度子ども・子育て支援交付金事業の額の確定によりまして、59万3,000円が返還となります。

また、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金で、支給対象見込数が45名で、242万1,000円の追加であります。

これにつきましては、全額国からの補助を受けて実施するものでございます。

4款衛生費869万6,000円を追加し、6億4,680万5,000円。

1項保健衛生費809万6,000円を追加し、2億6,698万8,000円。

内容につきましては、新たに実施する事業が2件ございます。

1件目は、带状疱疹の予防、または罹患後の重症化や後遺症を防ぐワクチン接種に対する助成事業としまして、299万円の追加。

2件目は、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組としまして、一般家庭の給湯器や照明設備、さらに、冷蔵庫、冷凍庫を省エネ用の設備などへ買換えするものに対する助成事業でありまして、370万円の追加となります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う予防接種管理台帳システム改修費としまして、35万2,000円の追加。

さらに、墓地区画の返還が1件あり、26万円の追加。

診療所のビデオスコープの修理が必要になったことで、国保診療所事業特別会計繰出金が79万4,000円の追加となっております。

次に、3項清掃費60万円を追加し、3億7,077万7,000円。

新規事業であります。ごみの減量化とヒグマの誘引を防ぐことを目的としまして、室内用として利用する生ごみ処理機購入に対する助成事業となっております。

次に、6款1項商工費205万9,000円を追加し、2億5,915万4,000円。

様々な業界で人手不足が深刻な課題となっており、今回は、短期的、季節的な実施とな

りますが、旅をしながら報酬を得たい旅人とのマッチングを試験的に取り組む事業費として、105万4,000円の追加。

また、先日終了しました知床開きの後の新たなイベント開催に向け、専門業者から企画支援をいただくための経費、22万円。

熊の湯温泉へ供給している温泉管の老朽化に伴う管の更新経費として、57万7,000円。

さらに、今年度実施予定の温泉増掘工事に向け、技術的な指導をいただくための経費として、20万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

8款教育費7,857万1,000円を追加し、4億8,102万円。

3項中学校費156万6,000円を追加し、2,677万1,000円。

中学校で特別支援学級に在籍し、課題を抱える生徒が増加傾向にあることから、特別支援、教育支援員を配置する経費となっております。

5項社会教育費7,430万5,000円を追加し、1億162万9,000円。

図書館の移転改修に向け検討を進めてきており、このたび図書館移転改修工事費及びそれに伴う工事管理業務や施設備品などの経費を計上させていただいております。

6項保健体育費270万円を追加し、1億8,498万3,000円につきましては、雪解け後に確認できたものでございますが、総合グラウンド野球場観客席のU字溝ベンチが、老朽化による破損箇所が多く確認され、危険を伴うことから改修するものでございます。

歳出合計1億2,726万6,000円を追加し、56億624万4,000円となるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。

1件の追加であります。

起債の目的は、観光協会補助事業債で、限度額は670万円、起債の方法は証書借入または証券発行、利率は5.0%以内。

ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行そのほかの場合には、その債権者と協定するものによる。

ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができるものでございます。

以上であります。事項別明細書を別冊資料として配付させていただいておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を

許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質問を終わります。

◎日程第7 議案第32号

○議長(佐藤 晶君) 日程第7 議案第32号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案説明の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(福田一輝君) 議案の7ページをお願いいたします。

議案第32号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ79万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3億1,469万3,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

8ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款繰入金1項他会計繰入金79万4,000円を追加し、1億5,351万1,000円。

内容といたしましては、令和3年9月購入の上部ビデオスコープ経鼻、通称鼻からの胃カメラでございますが、部品交換及びメンテナンス修理費の財源を一般会計に求めるものでございます。

歳入合計79万4,000円を追加し、3億1,469万3,000円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費79万4,000円を追加し、2億6,515万円。

内容といたしましては、歳入で御説明いたしました、令和3年9月購入の上部ビデオスコープ経鼻について、使用頻度が高いため画像の鮮明度が落ちてきており、診療に支障が出てきていることから、部品交換及びメンテナンス修理費として補正するものでござい

す。

歳出合計 79万4,000円を追加し、3億1,469万3,000円とするものでございます。

また、別冊資料の24ページから29ページにかけて事項別明細書を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

なお、6月14日、書面開議にて開催の国保運営協議会にて報告し、承認を得ておりますことを申し添えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第8 議案第33号

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第33号羅臼町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の10ページをお願いします。

議案第33号羅臼町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

11ページをお願いいたします

羅臼町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正理由でございますが、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関連法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令の施行に伴い、基準府令となる特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例の見直しを行うものでございます。

改正内容でございます。

1点目は、こども家庭庁設置法等の施行に伴い、主務大臣が厚生労働大臣から内閣総理大臣に改められたことによる改正でございます。

2点目は、基準となる府令の改正に伴う引用条項の改正でございます。
改正条文でございます。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第35条第3項「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項及び第52条第2項中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

なお、別冊参考資料17ページ資料13に本条例の概要、続きます18ページ資料14に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第9 議案第34号

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第34号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の12ページをお願いします。

議案第34号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

13ページをお願いします

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正理由でございますが、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、基準省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例の見直しを行うものでございます。

改正内容ですが、こども家庭庁設置法等の施行に伴い、主務大臣が厚生労働大臣から内閣総理大臣に改められたことによる改正でございます。

改正条文でございます。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

なお、別冊参考資料23ページ資料15に本条例の概要、続きます24ページ資料16に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第10 議案第35号

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第35号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 議案の14ページをお願いいたします。

議案第35号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

15ページをお願いいたします

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、別冊参考資料で御説明いたしますので、参考資料の25ページ資料17を御参照してください。

改正理由及び改正内容であります。

このたびの改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し

たこと等による第1号被保険者の介護保険料減免措置について、令和4年度までで終了いたしました。令和4年度以前相当分の保険料であって令和5年4月以降に納期限が到来するものについては減免措置を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

改正条項です。

附則第7条第1項中「除く。）」の次に「及び令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加える。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第7条第1項の規定は令和5年4月1日から適用するものでございます。

なお、参考資料26ページ資料18に、羅臼町介護保険条例の一部改正新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第11 議案第36号

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第36号羅臼町企業立地振興条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（湊 慶介君） 議案の16ページをお願いします。

議案第36号羅臼町企業立地振興条例制定について。

羅臼町企業立地振興条例を別紙のとおり制定する。

17ページをお願いします。

羅臼町企業立地振興条例。

提案理由でございます。

今回の条例制定は、本町における企業誘致と立地及び振興を促進するため、町内に工場等を新設し、または増設する企業に対して必要な助成措置を行い、もって本町経済の発展と雇用機会の拡大を図ることを目的とした条例を制定するものでございます。

制定いたします条文につきましては、17ページから20ページに記載のとおりで、読み上げについては省略をさせていただき、制定内容につきましては、参考資料にて御説明させていただきますと存じますので、特段の御理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、参考資料27ページの資料19をお開き願います。

羅臼町企業立地振興条例制定の説明資料でございます。

まず、第1条は目的で、先ほど提案理由として御説明させていただきましたことを記載しているものであります。

次に、第2条、定義についてで、用語の定義を定めているものであります。

一つ目として、工場。物の製造、または加工を行う施設。

二つ目として、指定施設。次のアからキまでの施設。

ア、試験研究施設。新産業創出のための技術開発を目的とした試験、または研究施設。

イ、観光施設。観光客を収容するための施設、またはレクリエーションに資するための文化、教養、スポーツ、レジャー、特産品の展示販売もしくはそのほかこれに類する施設。

ウ、宿泊施設。旅館業法に規定する旅館業の施設。

エ、物流関連施設。製品等の集積及び配送を行う施設。

オ、水産養殖施設。水産物の生育に必要な環境を人工的に制御し、水産物の養殖を陸上で行う施設。

カ、新エネルギー施設。再生可能エネルギーを造成する施設。

キ、そのほか町長が特に認める施設。

三つ目として、店舗。物の販売等またはサービスの提供を事業としている施設。

四つ目、事業者。前3号に規定する工場、指定施設もしくは店舗を営利等の目的をもって事業を営む者をいう。

用語の説明としまして、施設とは、事業者が新設または増設し、直接使用する土地、建物及び付属設備で所得税法第6条第1号から第7号までに掲げる資産を含めた施設。

次に、第3条、補助対象及び指定についてでありまして、前条で規定する工場等の新設、増設に伴い、諸条件を満たした場合に補助の指定することを定めているものであります。

一つ目として、投下固定資産取得価格が2,000万円以上。

二つ目として、常時雇用する従業員がいること。

次に、第4条、助成措置についてでありまして、前条の規定により指定を受けた事業者が補助金を交付できることを定めているものでして、2種類の補助金となっております。

一つ目として、工場等立地補助金。

二つ目として、雇用促進補助金。

次に、第5条、補助金の額等について定めているものであります。

一つ目として、工場等立地補助金の額です。

事業者は、当該立地に係る施設に対して課すべき固定資産税相当額として、立地により新たに固定資産税が課されるに至った年度から3年間となります。

ただし、新設の場合で羅臼町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の適用を受ける者は5年間とし、当該条例の適用を受ける場合はその期間を除くものでありま

す。

二つ目として、雇用促進補助金の額であります。

工場等の新設に伴い、常時雇用する従業員数が10人以上の場合、全従業員にする。

工場等の新設の場合は5人以上の増加従業員数で、いずれも1人当たり年20万円を乗じて得た額とするが、限度額は年600万円とするものであります。

次に、第6条、補助金の交付申請等について定めているものであります。

規則で定める所定の様式にて申請するものであり、交付決定するものであります。

次に、第7条の補助金の交付等について定めているものであります。

工場等立地補助。操業開始後、新たに固定資産税が課せられた年度から毎年度当該税の完納後、当該年度内に交付するものであります。

雇用促進補助金。操業開始から1年を経過した日以後に交付するものであります。

なお、この第7条には、このほかに町税滞納者には交付しないことの項目も設けております。

次に、第8条、援助及び便宜の供与について定めているものであります。

企業立地を行おうとする者に対し、援助、あっせん又は便宜の供与をすることができる。

次に、第9条になります。地位の継承について、定めているものであります。

指定事業者の地位は、合併、相続、そのほか特別の理由がある場合に継承することが可能であります。

次に、第10条、交付決定の取消等についてでありまして、次の各号のいずれかに該当するときは交付決定を取り消すことができることを定めているものであります。

交付決定を受けた者が指定条件に違反したとき。

当該工場等を操業、または営業を休止、または廃止したとき。

工場等をその事業以外の用途に供したとき。

不正等により、補助金の交付を受けたとき。

また、この第10条には、町長が公益上不適当と認めたときの項目も設けております。

次に、第11条、補助金の返還命令について定めているものであります。

補助金の交付決定を取り消した事業者が既に補助金の交付を受けているときは、補助金の全額または一部の返還を命じることができるものであります。

次に、第12条、報告及び検査について定めているものであります。

操業、雇用状況等、この条例の施行に必要な限度において、報告を求め、実地調査することができるものであります。

次に、第13条、委任について定めているものであります。

本条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が規則で定めるものであります。

附則として、施行期日を令和5年7月1日とするものであります。

説明は以上になりますが、参考資料の29ページ資料20に羅臼町企業立地振興条例の

制度概要を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第 1 2 議案第 3 7 号

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 2 議案第 3 7 号羅臼町図書館条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（野田泰寿君） 議案の 2 1 ページをお願いいたします。

議案第 3 7 号羅臼町図書館条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町図書館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

2 2 ページをお願いいたします。

まずは、改正理由について申し上げます。

本定例会に羅臼町図書館の改修工事費等の補正予算を上程してございますが、供用開始につきましても、改修工事は年度内に完了いたしますが、本の引っ越し作業やシステム入力作業に時間を要するため、令和 6 年 6 月 1 日にオープンさせたいと考えてございます。

新図書館が役場から本町へ移動することから、羅臼町図書館条例に記載している位置、住所変更が必要となりますので、このたび条例の一部改正案を上程するものでございます。

それでは、議案のほうをお願いいたします。

羅臼町図書館条例の一部を次のように改正する。

第 3 条中「栄町 1 0 0 番地 8 3」を「本町 7 1 番地 1 2」に改める。

附則として、この条例は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

施行日を供用開始日としてございます。

なお、参考資料 3 0 ページの資料 2 1 に新旧対照表を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第 13 議案第 38号

○議長（佐藤 晶君） 日程第 13 議案第 38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 議案の 23 ページをお願いいたします。

議案第 38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律。

第 3 条第 8 項の規定に基づき、峯浜町辺地に係る総合整備計画の内容を、別紙のとおり変更するものであります。

総合整備計画書につきまして御説明申し上げますので、24 ページをお願いいたします。

このたびの変更につきましては、峯浜町辺地の公共的施設の整備計画のうち、町道整備事業植別 1、2 号線における事業費の変更と、オートキャンプ場整備事業の追加でありまして、去る 5 月 8 日付で北海道知事との協議が整いましたので、議会の議決を求めるものであります。

まず、1 は辺地の概況で、辺地を構成する町村または字の名称、地域の中心の位置、辺地度数につきましては、いずれも計画掲載内容に変更はございません。

2 は、公共的施設の整備を必要とする事情で、1 件目の道路、2 件目の農業の経営の近代化のための施設、4 件目の消防施設につきましては、いずれも計画掲載内容に変更はありませんが、3 件目の観光、またはレクリエーションに関する施設にオートキャンプ場整備事業において、利用者の利便性を図るため、給湯設備及び通信設備等の整備計画を追加するものであります。

3 は、公共的施設の整備計画で、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間のうちに整備するものでありまして、今回変更になりますのは、施設名の上から 1 行目、道路、町道整備事業、植別 1、2 号線の事業費の変更と、4 行目、観光またはレクリエーションに関する施設、オートキャンプ場整備事業の追加で、事業費をそれぞれ上段括弧書きの数値とするものであります。

町道整備事業の事業費を 7 億 4 6 9 万円とし、一般財源 7 億 4 6 9 万円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額 6 億 9,860 万円にそれぞれ変更するとともに、オートキャンプ場の事業費を 1,012 万円とし、一般財源も 1,012 万円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額 1,010 万円を追加するものであります。

その他の施設名につきましては変更はありませんが、合計の事業費も7億9,400万円、特定財源5,439万3,000円、一般財源7億3,960万7,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額7億3,190万円に、それぞれ変更となるものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第14 議案第39号

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第39号工事請負契約の締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案25ページをお開き願います。

議案第39号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。

羅臼町町営住宅緑町団地改修工事8、9号棟。

2、契約の方法。

一般競争入札。

3、契約金額。

1億6,918万円。

4、契約の相手方。

住所、北海道目梨郡羅臼町本町348番地15。

氏名、有限会社加我建設、代表取締役、加我定幸でございます。

なお、参考資料といたしまして、別冊参考資料31ページに資料22、工事概要及び位置図、配置図をそれぞれ掲載しておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を

許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質問を終わります。

ここで、午前11時20分まで休憩いたします。

11時20分より再開いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第15 町長・教育長行政執行方針

○議長(佐藤 晶君) 日程第15 町長・教育長行政執行方針の説明を求めます。

最初に、町長行政執行方針の説明を求めます。

町長。

○町長(湊屋 稔君) 令和5年4月24日、本日御出席の議員皆様と共に当選証書をいただき、羅臼町長として3期目がスタートをいたしました。私に、三度町長として4年の時間をお与えいただきましたことに、心から感謝を申し上げるとともに、職責の重さを改めて痛感をしているところでございます。

平成27年に初当選させていただいてから、2期8年間で思い起こされるのは、地滑りや大雨による土砂災害、強風や大雪被害、町全体のブラックアウト、そして、3年以上にわたって猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症への対応、ロシア・ウクライナ問題による経済や生活、北方領土問題への影響などであります。

そのような予期せぬ事態への対応に翻弄され、本来すべき町政運営への取組に支障が出たこともあったのではないかと振り返り、反省をし、改めて町民皆様と思いを共有しながら、町民の幸福と町の発展のために全力を尽くすことはもとより、3期目に向け、より具体的かつ効果的な取組で町政運営に当たる決意を新たにしているところでございます。

今年4月の統一地方選挙に際し、町民皆様から生の声を多くお聞きいたしました。多くの皆様が羅臼町の未来に希望を持ち続けてくださっていることに私自身も感動しましたし、勇気をいただきました。

令和5年度は、いただいた御意見や御提案を一つ一つ検証し、やらなければならないこと、すぐにやるべきことを、町長として責任を持って最善の判断をし、実行していかなければならないものと考えております。

私が町長になった1期目の最初の執行方針で、それぞれの世代や立場を理解し合い、郷

土愛を育み、知床羅臼の素晴らしい未来を創造し、それぞれがお互いに尊重し、協力し合い、善意を持って行動していく町民の心こそがまちづくりの基本であると述べさせていただきました。

この思いを今後も変わらず持ち続け、議決機関である議員皆様と、執行機関である町長としての役割と立場に心して、町民の幸福と町の発展のために全力を尽くしていく、その決意と町政の執行する初心の一旦を延べ、議員各位並びに町民の皆様にご理解と御協力をお願いする次第であります。

令和5年度の一般会計当初予算は約54億5,000万円で、近年高止まりが続き、この中にはふるさと納税の予算も計上していますが、それを差し引いても47億円の予算規模となっております。その要因としては、町営住宅の新築や町道の整備などが挙げられますが、40年以上前に整備された公共施設の老朽化の波が押し寄せてきているのが大きく影響しているものであり、修理・修繕・解体といったものや、新設を検討しなければならないものもある中、ロシア・ウクライナ問題の影響による物価高騰がさらに町財政を厳しくしております。

このような現状の中、羅臼町第8期総合計画の策定作業を進めておりますので、今後を見据えた持続可能なまちづくりや財政の健全化に向け、コスト削減やデジタル化による作業の効率化に取り組んでまいります。

基幹産業である漁業・水産業、そして観光業や商工業につきましては、地球温暖化による影響や、この3年間、新型コロナウイルス感染症の蔓延に、さらには原油や電力・ガス・食料品等の物価高騰により厳しい状況にあります。このようなときこそ前向きな取組を期待するところでありますので、町としても積極的に関わりを持ち、支援をしていきたいと思っております。

また、町民が安心して生活できるように、防災対策や生活支援も行ってまいります。

現在、全国各地で大きな課題となっているのが、少子化や人口減少に伴う人手不足であります。羅臼町においても、それらの問題が加速度的に進んでおり、人口減少による人手不足の大きな要因は、町特有の産業構造によるところもあると感じております。

漁業や水産業を中心とした我が町では、1年を通じて平均的に仕事があるというわけではなく、季節雇用や出面といったアルバイトが多くを占めており、乗子と呼ばれる漁業従事者のほとんどは、それに当たります。

報酬は歩合給ですので、漁獲金額が一定額を超えると給料は上がりますが、近年の漁獲量では厳しい状況が続いていることから、特に、若い方はこの先の人生設計を考えたとき、年間を通して雇用され、月々決まった収入があり、社会保障もついた仕事を求め、地元を離れるといったケースが見られるようになってきております。

働き盛りの方々の流出は町にとって大きな危機となりますので、漁業や水産業をはじめ、そのほかの経済団体とも働き方改革の真剣な議論が必要であると考えております。

また、人手不足解消のための雇用対策に向けた政策を積極的に行ってまいります。

少子化問題につきましては、今後の教育にも大きく影響してきますので、現在、そして未来の子供達のためにでき得る最善の教育の在り方について、一校一園化も含めた教育環境の協議を進めてまいります。

ゼロカーボンシティの推進は、世界に誇れる自然環境を有している知床羅臼町がしっかりと取り組むべきものと位置づけ、町民皆様の御理解と御協力をいただきながら、未来永劫この環境を持続していけるような取組を推進してまいります。

一般廃棄物最終処分場につきましては、8月に稼働開始できることとなりました。

これまで、地域住民の皆様の御理解と御協力のおかげと感謝をしております。

北方領土問題につきましては、ロシア・ウクライナへの軍事侵攻に伴い、これまで積み重ねられてきた平和条約締結交渉は中断し、北方墓参や自由訪問などの北方四島交流事業が見送られている中、高齢化が進む元島民や北方四島関係者にとって、ふるさとである北方四島に上陸できないばかりか先祖の供養を行えないことは、ふるさとの訪問を心待ちにする元島民の皆様の心情を考えますと、痛恨の極みであります。

また、ロシアが千島歯舞諸島居住者連盟を好ましからざる団体に指定したことは極めて一方的な対応であり、断じて受け入れられるものではなく、大変遺憾であります。

引き続き、元島民の思いに寄り添い、千島歯舞諸島居住者連盟羅臼支部と連携し、北方墓参をはじめとする交流事業等が一刻も早く再開されることを強く求めるとともに、関係機関との協力・連携をさらに強化し、内政問題として一日も早い北方領土問題の解決と隣接地域の振興対策を国や北海道に訴えてまいります。

当町のまちづくりの方向性と実現のための基本目標を示した最上位計画である、羅臼町第7期総合計画が本年度をもって最終年度となることから、現在、第8期総合計画策定作業を進めているところであります。

併せて、デジタル田園都市国家構想の実現を図るために改定された、国及び北海道の総合戦略を勘案し、羅臼町人口ビジョンを踏まえた上で、羅臼町第2期総合戦略を改定し、デジタルの力を活用しつつ仕事をつくる、人の流れをつくる、結婚・出産・子育ての希望を叶える、魅力的な地域をつくるという四つの取組を進め、人口減少対策と移住・定住の促進を図ってまいります。

私の3期目の町長選挙でのスローガンは、知床羅臼の未来創造であります。

これから羅臼町が将来にわたって持続可能な町として発展していくために、これまでKプロジェクトの一環として取り組んでまいりました、アンダー60創造会議、オーバー60協力隊に代わり、未来創造会議を立ち上げ、これまで御提案いただいた御意見を基に、それぞれの分野の専門家のお力をお借りしながら近未来想像図を描き、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

例えば、この会議では、空き家や空き店舗が目立つようになってきた市街中心部の再開発や、それらを利用した新たな事業創出など、興味や意欲のある町民の皆様にも、世代を超え、広く御参加いただけるように進めてまいります。

羅臼町長として3期目の4年間への思いも含め、この後、令和5年度まちづくりの方向性について、SDGs 17項目の目標に合わせ、6点の主要な施策の概要を申し上げます。

基幹産業である漁業、成長産業として期待している観光業、未来を担っていく子供達への教育環境、ここまでの羅臼町を築いていただいた方々への福祉事業や医療、そして、これからを築いていく現役世代への気づきを促す未来創造事業など、知床羅臼の未来創造に向け、羅臼町職員一丸となって取り組んでまいります。

初めに、地域を支える産業の活性化についてであります。

漁業振興につきまして、前浜資源に増大対策となるウニ種苗移植のほか、ホタテやナマコの種苗放流、さらに、刺網カレイ漁場やホタテ漁場のヒトデ駆除など、羅臼漁業協同組合が取り組む資源増大対策事業を支援してまいります。

また、北海道が取り組む資源増大事業となりますが、ウニ囲い礁整備工事は礼文工区が着手となり、大規模漁礁整備工事につきましても、於尋麻布漁港沖合において、昨年引き続き整備が予定されております。

国後島周辺水域における安全操業につきましては、日ロ関係の悪化により、操業の見通しが立たない状況に置かれています。

そのような中であっても、ロシアトロール船により操業は継続されており、沿岸漁業に甚大な影響を及ぼし続けることは、断じて容認できるものではありません。

また、安全操業の存続は、両政府の協定に基づく交渉が不可欠であり、日ロ関係の再構築が前提となります。

操業の安全確保は絶対要件となることから、国に対して、情勢の見極めを含め、最善策を講じていただくよう強く要請をしております。

酪農業につきましては、牛乳、乳製品の需要低迷や肥料などの資材価格高騰により生産コスト増嵩の影響を受けるなど、厳しい情勢に置かれています。

この間、標津町農業協同組合をはじめ、関係機関が講じた対策により、経営の健全性が保たれてきておりますが、以前厳しい情勢は続く見通しでありますことから、標津町や根釧管内の関係機関とも連携する中で、食料の安全保障の観点に立った支援環境の整備につきまして、国へ要請してまいります。

私が就任以来進めておりますKプロジェクトにつきましては、アンダー60創造会議とオーバー60協力隊で議論された内容や御提案を基に、今後は未来創造会議を立ち上げ、より実行性のある議論と計画づくりを行い、実現に向けたまちづくりを目指してまいります。

これまでの未来創造事業の一つとして取り組んでおりました陸上養殖事業は、昨年8月に陸上養殖研究会を発足し、今年度は研究場所や魚種の選定、研究備品の整備などを予定しており、今後は岡山理科大学の助言の下、研究会のサポートをしております。

このほかにも、町民の自発的な行動や新たな産業の創出や起業など、持続可能なまちづ

くりにつながる取組の支援を継続することや、将来、町を担う子供達が地元で気軽に遊べる施設であるアスレチック的遊具などの環境整備について、検討をしております。

観光の振興につきましては、新型コロナウイルスや知床遊覧船沈没事故の影響により、観光客の入り込みが落ち込んでおりますが、知床観光船協議会や知床羅臼町観光協会などの観光関係機関と連携し、観光客が安心して訪れることのできる受入体制の強化を図り、観光客の復活に向けたSNSの観光情報発信や、メディアを活用した総合プロモーションを展開いたします。

加えて、本年9月に予定されております、アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本のプレサミットアドベンチャー事業での一つであります野生動物観察ツアーでは、海外の方が羅臼町を訪れる予定となっており、世界自然遺産を知っていただく絶好の機会になりますので、この事業を契機に観光客の回復を見込み、外国人観光客も含めた受入体制を強化してまいります。

昨年オープンした知床羅臼野遊びフィールドは、施設の充実を図り、利用率の向上に向け、運営事業者や地域包括連携協定を締結しております株式会社スノーピークと連携し、SNSなどによるPRを重点的に取り組んでまいります。

また、道の駅玄関前広場には、道の駅の賑わい創出の取組として野外にベンチを設置するとともに、利用ルールの緩和により利用率の向上を図り、キッチンカーイベントの開催や町内団体等への利用促進のPRをしております。

商工の振興につきましては、特産品や地場産品の販路拡大及びPRなどのふるさと納税の取組と関連づけて展開してまいります。

ふるさと納税は、令和4年度に6億円を超え、さらなる寄附額の増額を目指しておりますが、返礼品は水産加工品の割合が多くなっており、その資源の確保と商品生産を高めるためにも、生産者との連携を強化するとともに、新商品の開発も事業者と連携して取り組むことに加えて、事業運営委託業者ともSNS等によるPRや、ポータルサイトでのPRのタイミングの見極めなど、増額につながる展開や新規事業者の登録も進めてまいります。

また、ふるさと納税と関連した特産品のPRは、特産品販売振興会、ブランド運営委員会など関係団体と連携し、道内市町村の道の駅での物販など、交流も兼ねた取組を展開いたします。

今年度、新たな取組としましては、企業誘致や町内企業の事業拡大に活用できます固定資産税や従業員数に対する補助制度として、起業立地振興補助事業の創設を進め、新たな産業の創出や雇用の確保に努めてまいります。

知床国立公園ルサ園地整備につきましては、これまで環境省、羅臼町、知床財団の3者が中心となり検討してきたルサ園地構想に基づき、整備を順次開始するもので、環境省は所管地であるルサフィールドハウス周辺を、町はルサ川の環境整備に着手してまいります。

ルサ地区の持つ自然や環境の特性、さらに産業及び地理、歴史的要素を生かし、自然との触れ合いの場、環境や生態系などの学習の場、知床半島先端部の適正利用の三つのコンセプトに根差す基盤を整え、知床世界自然遺産の普遍的価値を多くの方々に利用を通じて認知してもらい、環境保全と先端部利用での在り方をテーマに、情報発信拠点として機能拡大につなげていくものであります。

少子化や人口減少が進み、町内の産業をはじめ、各種業界では深刻な人手不足が続いております。

事業経営の継続が厳しい業種もあり、今後も増えると予想されますので、人手不足を町の重点課題と位置づけ、雇用の確保や人手不足の解消に向けた有効な解決策を検討してまいります。

また、通年雇用や社会保障の充実が雇用の安定化を図る上で重要と考えており、産業構造に伴う地域特有の雇用体系にもアプローチする必要があることから、産業経済活動の存続の視点に立って各業界が協力し、それぞれが人材の確保、育成に関わる環境構築を目指していきたいと考えております。

まずは、短期的・季節的ではありますが、人手不足に困っている事業者と連携しながら、地域に興味を持ち、旅をしながら報酬を得たい旅人とのマッチング事業を試験的に取り組んでまいります。

次に、安全・安心なまちづくりについてであります。

防災につきましては、町民が安全で安心して暮らせることができる災害に強いまちづくりを進めるための、大規模災害に備えた計画的な災害備蓄品の整備を進めるほか、地震・津波を想定した全町民の一斉避難訓練や関係機関との実践的な総合防災訓練に加え、冬期間の災害を想定した訓練などを実施し、地域住民の防災意識の向上と関係機関との連携強化を図ってまいります。

また、昨年、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の津波避難対策特別強化地域に指定されたことから、災害時の被害を最小限にするための訓練を実施するほか、国の補助を受けて必要とされる避難施設の整備を図るため、今年度中に津波避難対策緊急事業計画の作成を進めてまいります。

防災教育においては、町民が災害についての様々な知識を持ち、いざというときに適切な行動をとることができるよう、引き続き、広報等を通じて継続的な防災知識の啓発を図るとともに、児童生徒に対する防災教育では、教育委員会や各学校とも連携を図りながら、一日防災学校の実施に向け、支援してまいります。

災害は、いつどこで起きるか分かりません。自分の命は自分で守るという原点に立ち、一人一人が日頃から災害に備えていただき、行政としても町民の安全・安心を確保するために、引き続き防災・減災対策の強化に取り組んでまいりますので、町民の皆様におかれましても、災害対策へのさらなる御理解と御協力をお願い申し上げます。

防災対策の取組につきましては、当町でも特殊詐欺等の犯罪が発生しており、振り込め

詐欺などの悪質な犯罪の早期発見に努めるためにも、金融機関や中標津警察署羅臼駐在所と連携し、広報等を活用して町民への情報提供や注意喚起を図り、町民が犯罪に巻き込まれないよう取り組んでまいります。

また、羅臼町防犯協会等の関係団体と連携して、歳末パトロールなど防犯活動を実施し、防犯対策への意識の向上を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、昨年8月に交通事故死ゼロ連続1,500日を達成しており、今後も引き続き、羅臼駐在所、麻布駐在所にパトロールなどの御協力をいただきながら交通安全対策に努めるとともに、中標津警察署や羅臼町交通安全協会なども連携し、交通安全街頭啓発活動を実施してまいります。

マイナンバーカードにつきましては、現在、様々な問題が指摘されておりますが、知床らうす国民健康保険診療所をはじめ、多くの病院等で保険証として使用できるなど、利便性が高まってきております。

当町の申請率は約8割で、全国、全道を上回っている状況ではありますが、まだ申請されていない方へのPR活動や高齢者宅などへの申請サポートの取組を行い、普及促進を図ってまいります。

また、町が発行する各種証明書をコンビニ等で受け取れるサービスなど、マイナンバーカードの利活用について引き続き、調査、検討してまいります。

町営住宅につきましては、適正な活用を図るため、羅臼町町営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に建て替えと改善事業を推進しているところでありますが、計画策定から10年、改定から5年経過するため、これまでの進捗と結果を検証するとともに、町の人口変動や財政状況、町営住宅の状況などを踏まえ、今後の町営住宅の適正な管理運営の在り方及び町営住宅等のストックの有効活用と、長寿命化に向けた効果的な取組などを明確にし、事業費の平準化を図ることで実施可能な計画として見直してまいります。

次に、幸せを感じる医療・保健・福祉・介護の充実についてであります。

新型コロナウイルス感染症の流行により、各種健診や保健事業を中止せざるを得ない状況から、感染症と共存しながら徐々に事業を実施する方向へ進んでまいりました。

総合健診も、受診者数を制限しながら確実に実施し、特定健診の無料化、継続や効果的な受診勧奨方法の導入により、特定健診受診率はコロナ禍前の水準まで戻ってまいりました。

引き続き、受診勧奨を継続し、特定健診やがん検診や受診者数をより向上させるとともに、診療所と連携した重症化予防対策やジェネリック医薬品の使用勧奨、複数の医療機関から重複して薬の処方を受け取ることをしないよう、重複薬者への指導を実施するなど、医療費の適正化に努めてまいります。

また、50歳以上で、発症者の2割程度に長期間痛みが残るなどの後遺症が見られるといわれる带状疱疹に対するワクチンの接種の助成を新たに実施し、町民皆様の負担軽減を図ってまいります。

町内の医療職、介護職の不足につきましては、引き続き、人材育成・確保に努め、医療・介護現場の充実を図っていく必要があります。

特に介護事業は、介護職の採用の難しさや賃金水準・労働条件の課題に加えて事業に対する人件費の割合が非常に高いことから、典型的な労働集約型産業であり、主な収入源が介護報酬であるため、他産業のように商品単価の引上げにより収益力の向上を図ることが難しく、人材不足は経営危機に直面しやすい事業形態であります。

そのための対策として、介護職員支度金制度や介護福祉士資格取得研修費助成金事業を継続するとともに、各介護事業所の運営負担の軽減を図り、人材確保や離職防止の取組を支えるために、羅臼町介護人材確保・離職防止支援事業補助金を創設し、介護事業所を支援してまいります。

知床らうす国民健康保険診療所の運営につきましては、指定管理12年目を迎え、順調に運営が行われているところですが、慢性的な医療スタッフの不足が続いており、看護師派遣制度などを活用して人員を確保している状況にあります。

町民一人一人が安心して生活できるよう、24時間救急の受入れと14床の病床の確保、医療・保健・福祉の連携による地域包括ケアを継続していくため、従来から研修医や看護師の派遣を受入れしております島根県松江市立病院や埼玉石心会病院との連携を強化しながら、奨学金貸付制度の活用や各看護学校への周知、北海道移住フェアなどのイベントでのPR、地元中高生への各制度の周知など、引き続き、積極的に人材確保に努めてまいります。

昨年8月から、18歳以下の医療費無償化を実現し、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ってまいりました。

また、本年3月からは全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで、身近な対応に応じる伴走型支援を推進し、その実効性をより高めるため、経済的支援を一体的に実施する、出産・子育て応援交付金の支給を開始いたしました。

さらに、4月からはマイナンバーカードを活用した子育てワンストップサービスとして、児童手当や保育などに関する手続きが可能となり、申請などの利便性を図っております。

引き続き、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や子育て等に関する様々な相談に応じ、切れ目のない支援体制を充実してまいります。

今年度は、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定年度となっており、昨年度実施したアンケート及び今年度までの実績を踏まえ分析を行い、介護保険料及びサービス量を推計し、具体策について計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

また、障がい者福祉につきましても、第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定年度となっています。

前計画の評価・検証を行い、障がいを持つ方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けら

れるよう、各町内会や民生委員など、地域の御理解や御協力を得ながら、実効性のある計画を策定してまいります。

次に、潤いある快適な生活環境の充実についてであります。

ゼロカーボンシティの推進につきましては、国は2013年度と比較して、2030年度に46%削減、2050年度には温室効果ガス排出実質ゼロを目標としており、当町も令和3年3月にゼロカーボンシティを宣言いたしました。

これまでも、温泉熱を利用した暖房設備の整備や照明器具のLED化、公用車の低燃費車両の導入などに取り組んできており、本年2月には羅臼町再生可能エネルギー導入目標計画を策定したところであります。

この計画において、当町の地域特性を踏まえ、豊かな自然と共生し、活気に満ちたゼロカーボン地域の実現と将来ビジョンを示し、2050年の目的達成のための具体的な施策実行に向けて、町民の皆様にご理解をいただきながら、できることから着実に実行していきたいと考えており、地球温暖化対策防止実行計画の策定を進めてまいります。

また、ゼロカーボンに向けた個人の取組を促すため、一般家庭用給湯器設備、LED照明器具、冷蔵・冷凍庫について、一定の省エネ基準を満たす環境に配慮した製品の買換えに対し、助成してまいります。

町の再生可能エネルギーであります温泉の供給につきましては、役場庁舎をはじめとする公共施設や一部民間施設の暖房や給湯、浴用、融雪のエネルギー源として温泉熱を利活用しており、昨年度、省エネと二酸化炭素排出抑制などを目標に、老朽化した熱水造成塔及び加水ポンプ等の更新や、自動制御システム整備など効率化改修を行ったところであります。

しかしながら、スケールによる温泉井戸の閉塞により、各施設への安定供給を難しくしている現状にあることから、今後の温泉熱利用の推進も含め、今年度、現在稼働中の5号井戸と休止中の4号井戸の増掘を行い、湯量の増大と安定供給を目指してまいります。

ごみの減量化につきましては、昨年4月からのごみ袋の料金改定を行い、資源ごみ袋を値下げして、ごみの分別を徹底することで、リサイクル資源の循環につながっております。

当町では、以前より生ごみ分別収集を行っていますが、さらなる減量化とヒグマ誘引を防止するため、室内用ごみ処理機の購入費を助成してまいります。

今後も、リユースやリサイクルと資源の再活用・再利用による循環型社会の形成を目指してまいりますので、町民の皆様にも御協力をお願いいたします。

環境保全につきましては、依然として空き缶やペットボトルのポイ捨て、家電の不法投棄が後を絶たない状況にあることから、関係機関と連携し、監視体制のさらなる強化を図るとともに、道路管理者にも情報提供を図ってまいります。

町内各所にはポイ捨て防止看板やのぼりの設置、広報等による啓発を継続するとともに、不法投棄現場には監視カメラを設置して、不法投棄の撲滅を目指します。

根室北部衛生組合が管理する、し尿受入施設につきましては、現在標津町で稼働している施設が建設から50年以上経過し、老朽化が進んでいることから、構成町である中標津町、標津町、羅臼町の3町で、次期のし尿処理方法について検討・協議を進めております。

地域公共交通につきましては、昨年度より庁舎内部において地域公共交通計画検討会議を設置し、新たな交通手段の導入を含め検討を開始したところであり、生活に不便を生じないような交通体系を目指し、羅臼町内の移動手段対策を重点に、今年度末までに一定の方向性を示したいと考えております。

ヒグマ対策につきましては、町と知床財団及び猟友会羅臼部会との連携体制の下、万全な対応で挑んでいるところですが、令和3年には、特定の地域で複数のヒグマが同時多発的に生活圏に侵入するという危険な状態に陥っています。

令和4年度の捕獲数は18頭と、近年の中では高い状況となり、人を恐れない問題グマが増加傾向にあります。

その要因は様々あるものの、その中には人の生活・活動圏で食料にありつけることを学んでしまった個体がいることが分かっています。

不法投棄やごみの不適切な扱いなど、人側の問題行動に起因する 경우가少なくなく、私達はこのことを理解し、不要な軋轢を生まないため、生活や産業活動において注意を払う必要があります。

連合町内会が、地域自らヒグマ対策となる草刈り活動を事業化してから4年目を迎えますが、非常に効果的な取組となっておりますので、引き続き、活動を通して、一人一人が問題グマを自らの手でつくりたくないことを意識していただきたく御協力を、お願いいたします。

次に、豊かな心を育む教育文化の町についてであります。

羅臼町の子供達には、当町の教育目標である、ふるさと羅臼の躍進を創造し、生き生きとたくましく行動する心豊かな町民に育ててほしいと考えております。

これからの学校施設と社会教育施設の在り方につきましては、人口減少による少子化が進む中、どのような教育環境が子供達にとって最も望ましいか、教育委員会を中心に町民一体となって考えてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

羅臼高等学校につきましては、北海道教育委員会が高校の魅力化に向けた取組を充実させ、存続を図ろうとしています。

一方、当町では、令和3年度より道立高校を我が町の高校として魅力化を図るため、様々な支援を行ってまいりました。

羅臼高等学校の将来に向けて、当町の実情や生徒の希望を把握し、引き続き、魅力化を図ってまいります。

家庭教育につきましては、その自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会や情報の提供など、安心して子育てを行うことのできるよう、家庭教育を支援するための必要な施

策について、教育委員会を中心に様々な取組を行ってまいります。

ふるさと教育につきましては、学習活動の取組一つ一つが関連してつながり、繰り返し学習することで子供達が地域への愛着や誇り、豊かな人間性、社会性などを育み、地域の一員として自覚を促すことができるものと考えております。

ふるさと教育を通じて、子供達が生きる力を養い、心豊かでたくましい羅臼を担う子供の育成に取り組んでまいります。

また、ふるさと教育の実践活動の中で、ふるさと羅臼のために自分にできることを考え、行動する人材の発掘・育成についても、引き続き取り組んでまいります。

図書館につきましては、令和元年に羅臼町公民館が解体となり、その後、役場庁舎内に図書館を開設いたしました。町民の皆様には、大変御不便をおかけしていると受け止めております。

令和4年度に取得しました、旧釧路信用組合羅臼支店を新しく図書館とするための実施計画が完了し、令和6年度のオープンに向けて、本定例会へ図書館改修工事等の補正予算を上程させていただきました。

新図書館の整備については、町民ニーズに応え、利用面、サービス面ともに多くの方々に愛される図書館にしてまいります。

変化の激しい時代において、青年、女性等の団体活動を支援し、これから羅臼を担う人材の育成に取り組む社会教育を推進していくとともに、教育委員会と連携し、よりよい教育環境の整備を目指してまいります。

最後に、身の丈にあった財政健全化の実現についてであります。

我が国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、穏やかな持ち直しが続いています。

その一方で、ロシアによるウクライナ問題を背景とした国際的な原材料価格の上昇や、円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退懸念など、我が国の経済を取り巻く環境は厳しさが増しているところであります。

また、地方財政の課題の中で、地方公共団体や新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、デジタル変革への対応やグリーン化の推進、地方への人の流れの強化などによる活力ある地域づくりの推進、防災・減災、国土強靱化をはじめとする安全・安心な暮らしの実現、人への投資など、持続可能な地域社会の実現に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保することとされております。

このような現状の下、当町の令和5年度の一般会計における当初予算総額54億5,267万4,000円につきましては、3月の第1回定例会で説明させていただいたところではありますが、回復の兆しが見えない基幹産業である漁業の低迷や人口減少により、町税収入の減収が続いている一方、少子高齢化の進展、近年の大型建設事業の増加による公債費の増嵩、さらには、新型コロナウイルス感染症への対応や激甚化の傾向にある大規模自

然災害等に備える必要もあるなど、厳しい財政状況において、身の丈に合った持続可能な行財政運営を図るため、町独自の財政構造の構築に向けた指針となる、羅臼町財政健全化計画を策定したところであります。

歳入につきましては、水産業において一部魚種に水揚げの増加はあるものの、影響は限定的であり、全体として不振は続いていることや、新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、エネルギー・食料品などの価格上昇など、町民を取り巻く環境にも厳しさを増していることから、以前のような税収入の確保は困難となっており、徴収対策には大変苦慮しているところでありますが、引き続き、納税意識の高揚を図るとともに、納期内完納の啓発などにより税収確保に努めてまいります。

また、滞納対策としては、滞納の累積化や再発を防ぐために、極めて細やかな納税相談や納税指導、履行監視に加えて、給与や預貯金、国税・道税還付金の差押えも積極的に行い、特に誠意が見られない滞納者には、釧路・根室広域地方税滞納整理機構や北海道とも連携しながら、引き続き、法令に沿った滞納処分・差押えを粛々と進めるほか、今年度は4年ぶりとなる、釧路・根室地方税合同公売会への参加も行うこととしております。

税外収入は、債権管理条例に基づき、適切な収納対策と滞納整理を進めてまいります。

一方、歳出につきましては、財政健全化法による四つの指標で、令和3年度決算における一般会計・特別会計ともに黒字を維持し、国の基準を満たしているものの、一般会計では新型コロナウイルス感染症対策の財源のほとんどが国庫支出金等により措置されたことなどにより、経常収支比率は一時的な改善傾向にありますが、感染終息後はこれまでのような国からの特例的な財政支援を前提としない財政運営の持続可能な確保に十分配慮する必要があります。

今後、限られた財源の中で、必要とされる住民サービスを提供するため、積極的な財源確保や既存事業の見直し等に努め、収支の均衡を図るとともに、債券の償還額と歳入額のバランスを図り、過大な後年度負担とならないよう留意しながら、健全な財政運営に努めてまいります。

特別会計では、独立採算制の原則に基づき、健全性を確保するため、徹底した歳入確保と歳出削減を図るとともに、各会計内の自助努力による繰出金の抑制に努めてまいります。

このような極めて厳しい財政状況ではありますが、ふるさと納税を積極的に推進するとともに、重点施策である町営住宅長寿命化事業や温泉供給施設等整備事業などを着実に実行し、デジタル化や脱炭素化の取組など、直面する課題解決に向けて、財政健全計画に基づく持続可能な財政構造への転換に向けられた取組や予算編成の改革を進め、最小経費で最大の効果が上げられるよう、職員一人一人が高いコスト意識を持ち、デジタル・トランスフォーメーションの積極的な推進などにより、簡素で効率的な組織構造の再編に努めながら、創意工夫の下、職員一丸となって持続可能な財政構造の構築を目指してまいります。

以上、3期目における所信の一端と、まちづくりの基本姿勢及び主要施策について述べさせていただきました。

これまで約3年間にわたり、新型コロナウイルス感染症による行動制限が幾度となく繰り返されてきましたが、5月8日から5類に移行されたことにより、社会活動の正常化に向け様々な動きが出てきている一方で、ロシアのウクライナ問題により世界情勢が大きく変化する中、私達の日常生活に欠かすことのできないエネルギーや原材料、食料品などの物価高騰は、町民生活や経済活動へのさらなる影響が危惧されているところであります。

また、人口減少や少子化の進行による労働力不足、激甚化し頻発する自然災害、脱炭素社会の実現に向けた取組、急速に進展するデジタル化、先行きの見えない北方領土問題、町の未来を担う子供達の教育環境の整備など、当町を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、3期中に取り組むべき課題が山積しておりますが、町民の幸福と羅臼町の未来に向けた持続可能なまちづくりの実現に向け、全力を尽くしてまいる所存です。

町民の皆様、議員各位、関係機関の諸団体の皆様、そして羅臼町を応援してくださる多くの皆様の御理解と御協力を心からお願いを申し上げます、行政執行方針といたします。

○議長（佐藤 晶君） ここで、昼食のため、午後1時15分まで休憩といたします。

1時15分より再開をいたします。

午後 0時16分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長（石崎佳典君） 令和5年羅臼町議会第2回定例会の開催にあたり、教育行政の基本姿勢及び主要な施策について申し上げます。

人口減少や少子高齢化の進行、ICTなど情報通信技術やグローバル化の進展は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により加速度を増し、今後さらに人工知能などの先進技術が高度化することで、社会の在り方そのものが劇的に変わる様相を呈しているところです。

このような変化の激しい時代において、児童生徒一人一人には、目の前の事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を導くことができる力が求められています。

当町においても、児童生徒数の減少が続く中、このような求められる力を育成するためには、子供達が集団の中で認め合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質・能力を伸ばしていくという、学校の特質を十分に発揮できる教育環境の充実が必要であります。

コロナ禍における学校の教育活動では、誰一人取り残さない学びの保証をするために、

1人1台端末の整備など、ICT環境を整えることで充実が図られ、遠隔授業やオンライン学習など、ICTを活用した教育活動が広がりを見せました。

一方で、人と人との関わり合いながら成長することの価値や意義、自然体験活動や地域との交流など、オンラインでは代替できない実体験の必要性を再認識する機会となりました。

当町が有する豊かな自然、多様な産業や歴史、文化など、ここにしかない資源やフィールドをよき教材として、学校教育と社会教育が両輪となって、全ての町民が主体的に活動し学び続ける、持続可能な地域づくりを進めていくことが重要であります。

ふるさと羅臼町への誇りと愛着を持ち、これからの社会に貢献し、共に支え合う人を育むため、羅臼町教育大綱を基に、町民の皆様と様々な分野について広く緊密な連携を図りながら、教育の充実・発展に取り組んでまいります。

こうした認識の下、教育行政に臨む基本姿勢を申し上げます。

当町の教育目標である、ふるさと羅臼の躍進を創造し、生き生きとたくましく行動する心豊かな町民の育成の実現に向け、SDGs 17の目標を念頭に、自然豊かな北の大地で、世界を見つめ、自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育むと、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、これからの社会に貢献し、共に支え合う人を育むという当町が目指す教育の基本方針の下、子供達一人一人の可能性を引き出す教育の推進、学びの機会を保障し、質を高める環境の確立、地域と歩む持続可能な教育の実現の三つを大きな柱とした施策を推進いたします。

次に、主要な施策の概要を申し上げます。

はじめに、子供達一人一人の可能性を引き出す教育の推進についてであります。

当町では、全ての幼稚園、小・中学校、高校の教職員によって構成される、羅臼町幼小中高一貫教育推進協議会において、3歳から18歳までの15年間を見通した一貫教育に取り組んでおります。

本年度は、読書習慣の確立、各種調査結果の分析による弱点克服、外国語教育の充実、1人1台端末の活用推進、生活のきまりの見直し、特別支援教育の充実に努めるとともに、中高連携については乗り入れ授業を実施し、質の高い教育をみんなに、パートナーシップで目標を達成しようを目指します。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基盤を培う上で大変重要なものであることから、幼稚園での活動全体を通して、幼稚園教育要領で定める、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿への育みを実現させる、質の高い教育を提供できるよう関係機関と連携し、教員のニーズに応じた研修の充実を図ってまいります。

また、幼稚園と小学校の円滑な接続を目指すため、協働で架け橋期のカリキュラムを作成し、質の高い教育をみんなに、パートナーシップで目標を達成しようを目指します。

幼小中高共通の学力向上、羅臼プランに基づき、確かな学力の育成に取り組むとともに、成果発表の場として、幼稚園、小・中学校ごとに公開授業研究開を開催し、授業の検

証を行います。

また、一貫教の学力向上部会において、各校の全国学力学習状況調査や標準学力検査結果を分析し、授業改善や生活習慣の改善に向けた提言を行い、実践を促すことにより、質の高い教育をみんなにを目指します。

全国学力学習状況調査から、読書好きな児童生徒ほど、教科の学力が高い。科目、学力層、領域、設問形式によらずこの傾向が確認できるという意味で、これは非常に強固な傾向であるという結果が報告されています。

確かな学力を育成するためには、主体的・対話的で深い学びの実現はもちろんのこと、それを支える言語活動の充実が必要であります。

言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めるため、また、読書好きな児童生徒を育成するため、学校における読書週間の確立に向けた全校一斉読書の取組を強化し、質の高い教育をみんなにを目指します。

特別支援教育は、特別な支援を必要とする子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服あるいは改善するため、適切な支援を行うことが必要であります。

本年度は、特別支援教育支援員を各校1名ずつ増員し、より個に応じた支援を行えるようにしました。

さらに、幼稚園や小中学校の特別支援教育コーディネーターなどを中心に、保護者や関係機関と連携した支援体制の充実に努め、個別の支援計画、こんぱすの一層の活用を促進するとともに、より一人一人のニーズに沿った学習とするための指導計画を作成し、切れ目のない一貫した支援を目指してまいります。

また、専門的な知識をもって指導できるよう、指導者への研修機会の充実に努めるとともに、支援が必要な子供を持つ保護者へのサポート体制として、個別面談や研修会を充実させ、全ての人に健康と福祉を、質の高い教育をみんなにを目指します。

キャリア教育は、子供達が将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たして、自分らしい生き方を実現する力を身につけさせるものであり、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を見通した、羅臼町版キャリアパスポートにより、それぞれの個性に応じた進路の実現につながるよう努めてまいります。

また、各種関係団体との連携の下、当町の基幹産業である水産業をはじめ、酪農や観光業、食品加工業など、多種多様な職業体験の場の確保に努め、児童生徒の将来の職業選択の幅を広げさせることにより、働きがいも経済成長もを目指します。

健やかな体を育む教育に関し、小学校において実施した体育専科教員活用事業及び体育エキスパート教員巡回指導事業における授業改善の成果を継承いたします。

また、全学年で実施している新体力テストを通じ、児童生徒の実態を把握し、体育科の指導内容・指導方法のさらなる工夫改善に努め、体力の向上を促し、全ての人に健康と福

祉を、質の高い教育をみんなにを目指します。

園児・児童生徒が自己の健康に関心を持ち、栄養バランスの取れた食事に心がけるよう、養護教諭や栄養教諭と連携した継続的な健康指導や食育指導を計画的に行い、健康や食に関する知識とバランスのよい健全な食生活を実践できる力を育み、全ての人に健康と福祉を、質の高い教育をみんなにを目指します。

道徳教育につきましては、自らの命の尊さを知ることや自己肯定感を高めること、人を思いやる気持ちを育てていくことが大切であり、道徳の授業だけではなく、全ての教育活動において取り組むことが重要であります。

道徳教育推進教諭を中心として、推進体制を確立するとともに、保護者や地域に向け、学習の様子を積極的に公開し、全ての人に健康と福祉を、平和と公正を全ての人に目指します。

当町では、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を推進するため、知床学としてクマ学習や生体系学習、海洋教育、キャリア教育などに取り組み、特に、その中心となる海洋教育については、教材開発と授業実践を推進してまいりました。

本年度は、知床学の副読本を位置づけたカリキュラムの作成を行うとともに、他地域の先進校と意見交換や課題協議を行い、海洋教育の発展に努めてまいります。

E S Dを推進してきた当町は、ゼロカーボンの目標を追加し、SDG sという具体的なゴールに向かい、理解を深め、また、ふるさと教育の発展のため、教職員の研修機会の充実とユネスコスクール発表会などを通じて情報発信を推進し、住み続けられるまちづくりを、気候変動に具体的な対策を、海の豊かさを守ろう、陸の豊かさも守ろうを目指します。

高校の魅力化につきましては、様々な捉え方があると考えられますが、生徒にとって魅力的であることが必要であります。

当町では、生徒や学校、地域の実態を踏まえ、社会の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応した教育活動を展開することにより、大学進学や就職など多様な進路希望を実現できるとともに、保護者や生徒から選ばれる学校となることが重要と考えております。

これからも、高校の魅力化を推進するために、学校と地域が連携、協働し、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりの取組を町総がかりで支援し、質の高い教育をみんなにを目指します。

英語教育の充実のため、A L Tの2名体制を維持するとともに、授業のほかにイングリッシュキャンプを実施するなど、子供達が日常的に英語によるコミュニケーションができる力を育ててまいります。

また、児童生徒が自らの英語力の向上を体感し、さらなる高みを望む意欲を醸成するため、実用英語技能検定への受験を促し、将来的には中学校3年生卒業時に、実用英語技能検定3級合格率50%、高校3年生卒業時には、準2級から2級程度の合格率30%を目標に、質の高い教育をみんなに、パートナーシップで目標を達成しようを目指します。

次に、学びの機会を保障し、質を高める環境の確立についてであります。

I C Tを活用した教育では、登校が困難な状況下であっても、学びを止めない教育環境実現のため、これまで1人1台端末の整備のほか、全ての小・中学校において環境を整備し、遠隔授業を実施しております。

引き続き、全ての教科にデジタル教科書を導入するとともに、I C Tの特性を生かし、個に応じた学習の充実が図られるよう努めてまいります。

なお、急速に進む情報化社会に伴い、インターネットやS N Sを活用する機会が増加することから、児童生徒には情報モラルを身につけ、思いやりのある行動がとれるようにするとともに、客観的に判断する能力を育てるための情報リテラシー教育を継続し、質の高い教育をみんなにを目指します。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

羅臼町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見に取り組み、総合的かつ効果的に推進し、人や国の不平等をなくそう、平和と公正を全ての人に、パートナーシップで目標を達成しようを目指します。

不登校児童生徒への支援にあたっては、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められています。

教育機会確保の趣旨や基本方針について共通理解を図るとともに、不登校対策につながる指導として、児童生徒にとって安全・安心な居場所となるための学校づくりや、分かりやすい授業づくり、児童生徒がS O Sを出す方法を身につけるための教育等に努め、人や国の不平等をなくそう、平和と公正を全ての人に、パートナーシップで目標を達成しようを目指します。

教師個々の授業力を高めることが、学力向上に大きく関わることから、校内研修、幼小中高を対象とした合同研修会のほか、道立教育研究所と連携した研修講座を実施するとともに、小・中学校においては、北海道教育大学附属釧路義務教育学校と連携した研修を実施し、教師の授業力向上に努め、質の高い教育をみんなにを目指します。

学校における働き方改革の目的は、教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで人間性や創造性を高め、子供達に対して効果的な教育活動を行うことができるようになることでもあります。

取組期間を令和4年度から6年度までの3年間とし、教育委員会と小・中学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組み、貧困をなくそう、人や国の不平等をなくそうを目指します。

経済的理由等により就学の機会が損なわれることがないよう、支援を必要とする全ての児童生徒や保護者に対し、要保護者及び準要保護者に対する就学援助制度をはじめ、様々な就学支援に関する制度の活用を推進し、貧困をなくそう、人や国の不平等をなくそうを

目指します。

次に、地域と歩む持続可能な教育の実現についてであります。

子供達を取り巻く教育環境は、複雑化・多様化しています。

社会に開かれた教育課程の実現など、教育改革の動きや学校を核とした地域づくりを目指し、これからの時代を生き抜く力の育成が求められています。

羅臼町学校運営協議会は、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりの実現に向けて、各学校区に地域学校協働活動本部を立ち上げ、学校支援活動の充実を図り、質の高い教育をみんなに、住み続けられるまちづくりを、パートナーシップで目標を達成しようを目指します。

子育て・家庭教育につきましては、子供自身が様々な課題を主体的に解決するための知識を身につけ、自律を促していく必要がありますので、学校・家庭・地域が連携して、専門知識と技能を導入するための取組を推進し、生活習慣の改善及び読書習慣の定着に向け、質の高い教育をみんなに、パートナーシップで目標を達成しようを目指します。

生涯学習・社会教育を推進する上で、少子化による人口減少と急速な高齢化により、当町においても担い手不足が深刻化しております。

社会教育では、核となって行動する人材の発掘及び育成とリーダーの養成に努め、地域課題やその解決に向けた方策に関する学習機会を提供することで、住民自らがよりよい地域づくりの担い手として、主体的に関わっていく土壌の形成に取り組み、質の高い教育をみんなに、住み続けられるまちづくりをを目指します。

社会教育関係団体につきましては、活動の拠点であった公民館がなくなったことにより、日々の活動が停滞していると認識しております。

生涯学習の基本理念である、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる学習社会の実現を念頭に、学校開放事業を最大限活用し、安定した活動が継続できるよう支援することで、団体活動の活性化につなげ、貧困をなくそう、質の高い教育をみんなに、つくる責任つかう責任を目指します。

スポーツ団体の定期活動につきましては、これまで同様、継続的な活動ができるよう支援してまいります。

多様化するライフスタイルにより、競技スポーツを行う町民は減少傾向にある一方で、健康の保持増進を目的としたスポーツ活動は、それぞれの余暇時間に合わせて行われており、スポーツに親しむ機会を求める声も多いことから、引き続き、羅臼町スポーツ協会、羅臼町スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブらと連携し、事業展開してまいります。

また、少子化の中でも、将来にわたり中学校の部活動を継続するため、関係者による協議会を立ち上げ、当町に合った運営体制を検討し、生徒達の活動環境を確保してまいります。

今年度は、クナシリ眺望駅伝競争大会をはじめとする各種大会が開催されます。

町民が健康で明るく、生涯スポーツに取り組めるよう関係団体と連携し、全ての人に健康と福祉を、住み続けられるまちづくりをを目指します。

防災教育につきましては、北海道実践的安全教育モデル構築事業の指定を受け、大学や防災関係者による講演や授業等を行い、地域住民や児童生徒の防災意識を高めることができました。

これまでの実践の成果を継続し、児童生徒の安全確保の観点から、地震や津波、台風などの自然災害発生時において、自ら身を守る能力と、共に助け合う能力をさらに高め、住み続けられるまちづくりをを目指します。

教育施設につきましては、児童生徒や町民の日々の学習や生活において多くの時間を過ごす場所であり、安全・安心で快適な環境の整備が求められております。また、生涯学習やスポーツの場として親しまれるとともに、災害が発生した際には、避難所としての役割を果たすなど、地域の拠点としての機能も期待されております。

羅臼町教育施設等個別施設計画に則り、つくる責任つかう責任を目指します。

子供達の芸術に対する感性や、郷土の歴史・文化に対する理解を深め、多様な鑑賞機会の拡充や普及活動に、羅臼町文化協会と連携して取り組んでまいります。

また、次代を担う子供達の生きる力を育むために、家読事業等を充実させ、子供の読書活動を推進してまいります。

新図書館につきましては、生涯学習や情報拠点であるとともに、子育て世代や高齢者にも喜ばれるサービスを拡充させ、住み続けられるまちづくりを、つくる責任つかう責任、パートナーシップで目標を達成しようを目指します。

埋蔵文化財の保護につきましては、知床半島先端部の埋蔵文化財包蔵地周辺の資料を整備し、新遺跡としての登録に向けて取り組んでまいります。

また、学校等でふるさと学習に取り組むため、映像資料や重要文化財のレプリカの活用を図り、質の高い教育をみんなに、つくる責任つかう責任を目指します。

以上、令和5年度に取り組む主要な施策を申し上げます。

園児・児童生徒が健やかに豊かな学びが続けられる地域づくりを推進するためには、学校・家庭・地域・行政の緊密な連携と、深い理解が不可欠であります。

知床学をはじめとするふるさと教育を核としたESDを推進し、持続可能な教育環境の整備に努め、当町の教育の充実・発展に取り組んでまいります。

町民の皆様、議員各位、関係機関や諸団体の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 以上で、町長、教育長行政執行方針の説明が終わりました。

町長、教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問は、後日行います。

◎散会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明日は、午前10時開議といたします。

明日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 1時45分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員